

所長指示第43号  
令和3年6月30日

東京拘置所長 松村 憲一

被収容者に聴取させるラジオ放送について

標記について、被収容者に対する余暇活動の援助の一環として、下記のとおり実施するので了知されたい。

なお、平成26年12月22日付け所長指示第91号「被収容者に聴取させるラジオ放送について」は廃止する。

記

1 放送時間

「ラジオ放送時間表」（別表）のとおり。

2 放送番組

指定した番組とする。ただし、放送内容に、規律違反を助長する、自殺・逃走・その他の刑務事故の手段等を詳細に明らかにする、犯罪行為をあおるなど、内容に支障があることが思料される場合には、番組を変更するなどの措置を講じる。

3 放送日誌

ラジオ放送の内容は、指導部門（教育）において、平日は毎日、平日以外の日はその直前の平日に、「放送日誌」（別紙様式）に放送予定時間、放送番組等を記載の上、処遇部長決裁を受けることとするが、放送番組等が聴取制限に該当しない場合は首席矯正処遇官（指導担当）が専決する。

4 放送番組の改編等

放送プログラムは、放送電波の受信状態、被収容者の聴取傾向等を勘案の上、ラジオ放送局の番組改編時期等の必要に応じて改編することとする。

5 夜間及び休日のラジオ放送に係る対応

夜間・休日にラジオ放送が流れないなどの不具合が発生し、監督当直者が必要と認めた場合は、関係職員に登庁など命ずるものとし、必要事項を「放送日誌」（別添様式）に記載するものとする。

## 別表 ラジオ放送時間表

## 1 平日の放送時間等

放送時間	放送内容等
7:00～7:10	朝の放送
9:45～10:00	室内体操
10:00～10:30	生又は録音放送
11:49～12:09	ニュース(当日7時からのNHKFMニュースを録音したものを検査の上, 放送する。)
14:45～15:00	室内体操
15:00～15:30	生又は録音放送
16:55～16:59	番組予告
17:00～19:00	生又は録音放送
19:00～19:15	ニュース(当日12時からのNHKFMニュースを録音したものを検査の上, 放送する。)
19:15～21:00	生又は録音放送
備考	
(1) 告知放送がある場合は, 原則として19時15分から放送する。	
(2) 日本国内において, 震度5強以上を記録する地震が発生した場合, 翌平日の19時15分から「地震発生時の心得について」を放送する。	
(3) 大相撲放送等の特別な番組を放送する場合は, その都度放送時間を変更して放送する。	
(4) 放送局等の都合により, 放送番組を変更する必要がある場合は, できるだけ通常放送予定の番組に類似した番組を選択して放送する。	

## 2 平日以外の放送時間等

放送時間	放送内容等
7:30～7:40	朝の放送
9:00～9:45	生又は録音放送
9:45～10:00	室内体操
10:00～11:00	生又は録音放送
11:50～11:54	番組予告
11:54～12:09	ニュース(当日7時からのNHKFMニュースを録音したものを検査の上, 放送する。)
12:15～14:45	生又は録音放送

14:45～15:00	室内体操
15:00～16:00	生又は録音放送
17:00～19:00	生又は録音放送
19:00～19:15	ニュース(当日12時からのNHKFMニュースを録音したものを検査の上、放送する。)
19:15～21:00	生又は録音放送
<b>備考</b> (1) 告知放送がある場合は、原則として8時50分から放送する。 (2) 処遇部門ないし用度課から節水に係る告知放送実施の依頼があった際には、依頼を受けた直近土曜日の8時50分から「節水について」を放送する。 (3) 大相撲放送等の特別な番組を放送する場合は、その都度放送時間を変更して放送する。 (4) 年末年始等において、上記放送時間以外に特別な番組を放送する場合は、別に連絡する。 (5) 放送局等の都合により、放送番組を変更する必要がある場合は、できるだけ通常放送予定の番組に類似した番組を選択して放送する。	

別紙様式

処遇部長	指導首席	教育統括	監督当直者	主任	係	令和 年 月 日 ( )
						ニュース 昼 : ~ :
放送局等	開始時刻	終了時刻	番組名等			

※奇数月の第2（日曜日）から第4（日曜日）については，17時から18時まで大相撲中継となります。

不具合発生時に出勤を命じた職員

職員氏名	登庁時間	退庁時間	監督者印
	:	:	
	:	:	